

郡山市子ども会育成連絡協議会育成補助金交付要綱

昭和 57 年 9 月 1 日制定

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

[こども部こども政策課]

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市子ども会育成連絡協議会育成事業の円滑なる運営の推進を図るため、郡山市子ども会育成連絡協議会育成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、郡山市子ども会育成連絡協議会の運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後 5 年間保存しておくなければならない。

(概算払い)

第 5 条 市長は、必要と認めるときは、補助金等を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業等が完了したときは速やかに規則第 14 条に規定する補助する事業等実績報告及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市子ども会育成連絡協議会育成補助金交付要綱の規定は、平成 15 年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。